

広島市告示第245号
令和7年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

戸坂連絡所

主任	繁本 直子	主任	平本 静江
課長補佐	山本 孝治	主査	吉田 則子
主査	堀 真治	主事	高辻 有佑
主事	小幡 安寿佳	主事	岩崎 光
主事	太田 琉斗	主事	中川 穂美
主事	伊賀崎 莉子	主事(ニア)	表崎 修

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

令和7年4月1日

4 委任期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで